

昭和 53 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林水產省

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第22条の規定に基づき、昭和53年度における農業及び農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び協同農業普及事業負担金(以下単に「負担金」という。)の交付を受けて実施された事業の結果を取りまとめ、財政法(昭和22年法律第34号)第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

I	昭和53年度の予算	(1)
II	昭和53年度において実施された事業の概要	(6)
第1 農業改良普及事業 (6)			
1	普及職員の設置	(6)
(1)	専門技術員	(6)
(2)	農業改良普及員	(7)
2	普及職員の資格試験	(7)
(1)	専門技術員	(7)
(2)	農業改良普及員	(8)
3	普及職員の活動の概要	(8)
(1)	専門技術員	(8)
(2)	農業改良普及員	(9)
4	農業改良普及所の運営	(10)
5	農業改良普及活動事業の実施	(11)
(1)	大型技術現地実証特別事業	(11)
(2)	土地改良地区営農改善特別指導事業	(11)
(3)	中核的農業経営者育成特別指導事業	(11)
(4)	地域農業経営育成総合指導事業	(11)
(5)	水田利用再編等促進特別営農指導事業	(11)
6	農業改良普及員の研修	(12)
(1)	研修の実施	(12)
(2)	改良普及員研修施設の整備	(13)

第2 生活改善普及事業 (13)

- 1 普及職員の設置 (13)
 - (1) 専門技術員 (13)
 - (2) 生活改良普及員 (14)
- 2 普及職員の資格試験 (14)
 - (1) 専門技術員 (14)
 - (2) 生活改良普及員 (15)
- 3 普及職員の活動の概要 (15)
 - (1) 専門技術員 (15)
 - (2) 生活改良普及員 (15)
- 4 農業改良普及所の運営 (18)
- 5 生活改善普及事業の実施 (18)
 - (1) 農業者健康モデル地区育成事業 (18)
 - (2) 漁村生活改善推進事業 (18)
 - (3) 農山漁村婦人高齢者活動促進事業 (18)
 - (4) 生活環境改善対策事業 (18)
 - (5) 婦人農業従事者セミナー開催事業 (19)
- 6 生活改良普及員の研修 (19)
- 7 生活改善技術等確立事業 (20)

第3 農村青少年研修教育事業 (21)

- 1 農村青少年の研修教育 (21)
 - (1) 農村青少年活動促進施設設置事業 (21)
 - (2) 農村青少年活動促進対策事業 (21)
- 2 農民研修教育施設の設置運営 (22)
 - (1) 農民研修教育施設の施設整備 (22)
 - (2) 農民研修教育施設の運営 (22)

付 表 (23)

I 昭和53年度の予算

農業改良助長法により負担金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条第1項の規定により、次のように定められている。

- 一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- 二 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
- 三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するために必要な農業又は農民生活に関する研修教育を行うこと。
- 四 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと(前号の事業を除く。)。
- 五 前3号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

昭和53年度において定められた国の事業別予算額及びその内容は、次のとおりである。

1 農業改良助長法第14条第1項第1号、第2号及び第3号に係るもの

(1) 農業改良普及事業

ア 普及職員設置費	23,717,307,000 円
都道府県において農業に関する普及事業に従事する専門技術員及び農業改良普及員の設置に要する人件費である。	
昭和53年度に設置し得る職員の助成定数は、専門技術員775人、農業改良普及員9,698人(普及所長635人、改良普及員(地域)1,905人、改良普及員(専門)3,565人、改良普及員(一般)3,593人)である。	
イ 普及事業運営費	
ア 専門技術員活動費	86,695,000 円
専門技術員の現地活動等を強化するための地方専技室の運営(95カ所)、普及指導機材の整備(19カ所)、専門技術員現地調査研究推進事業の実施及び現地指導に要する経費である。	
イ 普及所運営費	698,205,000 円
a 農業改良普及員指導旅費	161,356,000 円
農業改良普及員が普及指導活動を行うのに要する経費である。	
b 普及所運営費	426,453,000 円
農業改良普及所(635カ所)の運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、事務補助賃金等の経費である。	
c 情報活動促進費	94,363,000 円

普及組織における情報活動を強化するため、農業改良普及所において農家、集団、青少年に係る基本・指導・活動記録カードの整備、普及所だよりの発行及び情報活動機材の整備を行うのに要する経費である。

d 普及指導活動高度化機材整備費 8,816,000 円
普及指導活動に必要な分析診断機材を 127 カ所の農業改良普及所において整備するのに要する経費である。

e 緊急実態調査活動費 7,217,000 円
農政及び普及事業の推進に資するため、農家の意向、農村の動向、普及指導活動の状況等について、普及組織を通じて緊急に調査を行うのに要する経費である。

(イ) 農業改良普及推進協議会運営費 60,294,000 円
農業者の意向を普及指導活動に反映し、関係機関との密接な連携のもとに計画的な普及指導活動を展開するため、これらの代表者からなる農業改良普及推進協議会を普及所段階で開催するのに要する経費である。

ウ 農業改良普及活動事業費
(ア) 大型技術現地実証特別事業費 7,002,000 円
農業技術の高度化に対応して適切な普及指導活動を行うため、試験研究機関等で開発された大型技術を農家段階で実証展示(20 地区)するのに要する経費(施設整備費を除く。)である。

(イ) 土地改良地区営農改善特別指導事業費 89,055,000 円
土地改良事業効果の早期発現と農家及び農家集団の育成を図るため、大規模な土地改良事業実施地区のうち、事業の実施により営農形態が大幅に変更される地区について、生産技術と経営管理技術を基礎とした濃密指導を 65 カ所において実施するのに要する経費である。

(カ) 中核的農業経営者育成特別指導事業費 49,163,000 円
農業生産の中核的な担い手を確保し、これらの農家の経営の発展を支援するため、農業改良普及所管内において、今後育成しようとする経営類型別に中核的農業者を育成すべく簿記記帳、経営設計等に関する濃密指導を 47 都道府県において行うのに要する経費である。

(キ) 地域農業経営育成総合指導事業費 303,913,000 円
意欲的な農業者の経営の発展を支援する観点から個別経営、生産組織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等資源の補完結合計画等を策定し、これに基づき関係機関、団体の参加を得た総合指導体制による濃密指導を 472 地区において行うのに要する経費である。

(サ) 水田利用再編等促進特別営農指導事業費 208,846,000 円
裏作不作付田、ほ場整備田のほか、転換畑、田畠輪換畑を対象として適作物の選定、表裏作を通じた作付体系・安定生産技術確立等のための実証展示ほの設置と技術・経営に関

する濃密指導を 380 農業改良普及所において行うのに要する経費である。

(2) 生活改善普及事業

ア 普及職員設置費	4,338,152,000 円
都道府県において、生活改善に関する普及事業に従事する専門技術員及び生活改良普及員の設置に要する人件費である。	
昭和 53 年度に設置し得る職員の助成定数は、専門技術員 250 人、生活改良普及員 2,076 人(広域担当 635 人、地域担当 1,441 人(うち漁家担当 156 人))である。	
イ 普及事業費	
(ア) 普及事業運営費	
a 指導旅費	36,727,000 円
専門技術員及び生活改良普及員が普及指導活動を行うのに要する旅費である。	
b 普及所運営費	
(a) 生活改良普及員普及器材整備費	6,648,000 円
生活改良普及員の普及指導活動に必要なスライド、照度計、組立式住宅模型等の器材の整備に要する経費である。	
(b) 産休生活改良普及員代替職員費	33,929,000 円
生活改良普及員の産前産後の休暇中における生活改善普及指導活動を代替して行う産休生活改良普及員代替職員の設置に要する経費である。	
(c) 普及活動推進費	61,241,000 円
地域住民を通して生活改善課題の調査を行うとともにこれら住民に対し研修を行うのに要する経費である。	
c 生活改善技術等確立事業費	10,848,000 円
農家向きの生活改善技術の確立及び実用化を図るため、専門技術員が実験研究を 47 都道府県において実施するのに要する経費である。	
(イ) 生活改善普及活動事業費	
a 農業者健康モデル地区育成事業費	199,141,000 円
農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、42 都道府県において健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を行う健康モデル地区育成事業及び健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を全国 2 地域(2 県)において行う健康農村推進事業を実施するのに要する経費である。	
b 漁村生活改善推進費	17,906,000 円
漁村生活の実態を把握し、生活改善課題とその解決方策を明確にして漁村の生活改善に対する円滑な普及活動を推進するのに要する経費である。	
(3) 農村青少年研修教育事業	
県農業者大学校設置運営事業負担金(運営費)	275,387,000 円

優れた農業後継者を育成確保するため、農業後継者たる農村青少年に対して実践的な研修教育を行うことにより、近代的な農業経営を担当するにふさわしい技術及び能力を習得させるとともに、これらの者が幅広い視野を備えた農業者として流動的な社会経済情勢に対処し得るようにすることを目的とした農民研修教育施設(県農業者大学校)を設置(30校)し、その研修教育の充実強化を図るために要する経費(施設整備費を除く。)である。

2 農業改良助長法第14条第1項第4号及び第5号に係るもの

(1) 農業改良普及事業

ア 普及事業運営費のうち巡回指導施設設置費 50,155,000円

普及指導活動の効率化を図るために四輪車145台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。

イ 大型技術現地実証特別事業費のうち施設整備費 13,108,000円

ウ 農業改良普及員研修費 142,607,000円

農業改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要する経費及び改良普及員の資質の向上を図るため、改良普及員研修施設に対し、研修実験設備(9ヵ所)を整備するのに要する経費である。

(2) 生活改善普及事業

ア 生活改良普及員研修費 32,003,000円

生活改良普及員の資質の向上を図るため、各種の研修を実施するのに要する経費である。

イ 生活改善活動促進事業費

(ア) 農村婦人高齢者活動促進事業費 33,352,000円

農村婦人及び高齢者を対象に、生活改善を進めるのに必要な資質及び技術の向上を図るため、生活技術習得のための講習会等を開催するのに要する経費である。

(イ) 生活環境改善対策事業費 126,962,000円

地域住民の実践活動を通じて生活環境の改善を図るため、地区生活環境診断カルテの作成、地域生活機能保全講習会の開催、地域生活環境改善協定推進会議の開催、地区生活環境整備計画書の作成等を行うのに要する経費である。

(ウ) 婦人農業従事者セミナー開催費 67,968,000円

農村婦人の農業生産活動への参加の増大にかんがみ、婦人農業従事者の労働の適正化及び農家生活における婦人の役割の向上を図るため、セミナー等を開催するのに要する経費である。

ウ 巡回指導施設設置費 16,251,000円

巡回指導活動の効率化に資するため、四輪車(拡声装置付ライトバン)54台を農業改良普及所に設置するのに要する経費である。

(3) 農村青少年研修教育事業

ア 農村青少年活動促進施設整備費 62,864,000円

農村青少年の活動促進を図る場としての研修施設を都道府県の主要農業地域に設置(12カ所)するとともに、その内部設備として、視聴覚教育設備を整備(30カ所)するのに要する経費である。

イ 農村青少年活動促進対策事業費 282,723,000円

農村青少年の資質と能力の向上を図るとともに、農村青少年の自主的な集団による地域の農業改良及び生活改善に関する活動を積極的に推進するため、農村青少年の育成過程及び地域の農業事情等に即して有機的・体系的に、緑の学園開催事業、青年農業士等育成対策事業、農村青少年活動促進事業等を47都道府県において実施するのに要する経費である。

ウ 県農業者大学校設置運営事業負担金(施設整備費) 630,481,000円

農民研修教育施設において研修教育を行うのに必要な研修施設(教育施設、宿泊施設、体育施設)及び総合技術教育設備(実用的実験設備、新技術関連施設、現場教育施設)を整備するのに要する経費である。

II 昭和53年度において実施された事業の概要

第1 農業改良普及事業

農業改良普及事業においては、農業を取り巻く諸情勢に対処して、農業構造の改善、需要の動向に即した農業生産、農業生産の中核的な担い手の育成等を当面の重点課題として活発な普及指導活動を進めることとし、次の諸事業を実施した。

1 普及職員の設置

農業改良普及事業に従事する職員として、都道府県に専門技術員と農業改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員は、農業に関する試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに農業改良普及員を指導する者(専門技術員(1))と、市町村、農業に関する団体、教育機関と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術及び方法について農業改良普及員を指導する者(専門技術員(2))との2種類に区分されている。

専門技術員(1)は稻、果樹、乳牛等18専門項目に区分され、また専門技術員(2)は普及指導活動(農業)及び普及指導活動(青少年)に区分されている。

専門技術員の設置に当たっては、都道府県が農業事情等を勘案して、国の定める専門項目から必要に応じて選定し、有資格者の中から設置している。

昭和53年度末における設置数は661人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別設置数は付表13のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は付表14のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和54年3月31日現在)

区分	専門項目	人員	区分	専門項目	人員
専門技術員(1)	稻	58人	専門技術員(1)	養	鶏
	麦及び雑穀	17		家畜	生
	そ菜及びいも類	77		畜産利用	加工
	果樹	73		農業機械	37
	工芸作物	13		農業経営	60
	花き	28		農業土木	0
	飼料作物及び草地改良	31		営農	0
	土じよう肥料	59	専門技術員(2)	普及指導活動(農業)	50
	病害虫	54		(青少年)	28
	畜産一般	45			
	乳牛	20		計	661

専門技術員の学歴別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	大学	短大			専		高 (旧 校 中)	計
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	159	108	9	168	7	58	152	661
比率(%)	24.0	16.3	1.4	25.4	1.1	8.8	23.0	100.0

注) 農講…農業講習所

技養…農業会(農会)技術員養成所

専門技術員の年齢別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	2	26	118	285	230	0	661
比率(%)	0.3	3.9	17.9	43.1	34.8	0	100.0

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員は、その大部分が農業改良普及所に所属し、直接農民に接して農業に関する普及指導活動を行つてゐる。また、一部の農業改良普及員にあつては農民研修教育施設に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行つてゐる。昭和53年度末における設置数は、9,633人であり、その学歴別、年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、農業改良普及員の都道府県別設置数は、付表13のとおりである。

農業改良普及員の学歴別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	大学	短大			専		高 (旧 校 中)	計
		旧高専	短大	農講	旧専実科	技養		
員数(人)	1,643	206	321	3,794	49	805	2,815	9,633
比率(%)	17.1	2.1	3.8	39.4	0.5	8.4	29.2	100.0

注) 農講…農業講習所

技養…農業会(農会)技術員養成所

農業改良普及員の年齢別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	525	1,050	1,006	984	1,086	2,297	2,671	14	9,633
比率(%)	5.5	10.9	10.4	10.2	11.3	23.8	27.7	0.2	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」(昭和27年政令第148号)によつて、資格試験に合格した者と一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

昭和53年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、昭和53年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区分	稻	麦及び雑穀	そ菜及びいも類	果樹	工芸作物	花き	飼料作物及び草地改良
受験者数(人)	29	11	41	53	10	25	16
合格者数(人)	9	2	14	12	3	8	6
合格率(%)	31.0	18.2	34.1	22.6	30.0	32.0	37.5

専門項目 区分	土じょう肥料	病害虫	畜産一般	乳牛	養鶏	家畜衛生	農畜産利用加工
受験者数(人)	37	36	17	15	5	3	2
合格者数(人)	18	9	6	3	3	2	2
合格率(%)	48.6	25.0	35.3	20.0	60.0	66.7	100.0

専門項目 区分	農業機械	農業経営	農業土木	営農林	普及指導活動(農業)	普及指導活動(青少年)	計
受験者数(人)	12	22	0	0	27	14	375
合格者数(人)	3	5	0	0	4	5	114
合格率(%)	25.0	22.7	0	0	14.8	35.7	30.4

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行つてゐるが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示してゐる。

昭和53年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

農業改良普及員資格試験実施概要

学歴 区分	大 学	短 大	農業講習所	高 校	計
受験者数(人)	2,515	739	1,464	24	4,742
合格者数(人)	1,412	361	988	14	2,775
合格率(%)	56.1	48.8	67.5	58.3	58.5

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動は、改良普及員の活動に対する指導援助、専門事項についての調査研究、試験研究機関等関係機関との連けい等多岐にわたつてゐる。

一方、近年における農業技術の高度化、農業経営の専門化等に対応した指導活動を実施するため、都道府県の試験研究機関等に地方専技室を設置し、専門技術員の分駐を促進し、専門技術員による試験研究機関との連けいの緊密化及び現地指導の強化に努めてきており、この結果、約半数の専門技術員が分駐している。

昭和53年度においては、地方専技室の運営及び普及指導機材の整備に必要な経費を助成したほか、専門技術員の調査研究活動を強化し、農業改良普及員に対する指導活動の充実を図るため、農業生産の現場で生じている技術及び経営に係る問題を解決し、また試験研究機関等で開発された技術等を農家のほ場等において実証調査する専門技術員現地調査研究推進事業を実施した。

(2) 農業改良普及員

農業改良普及員の職務別構成は、所長、地域を担当する改良普及員、専門事項を担当する改良普及員に分かれている。①所長は、自ら普及指導活動に従事するとともに関係機関との連けい、職員の勤務状況のは握等機関の長としての所務を司り、②地域を担当する改良普及員は、担当市町村を明確にし、市町村、農業協同組合等との連けいを図りつつ、常時農業者に密着し、担当地域内の農業についての総合的な普及指導を行い、③専門事項を担当する改良普及員は、作物、野菜、畜産等の担当専門事項について、地域を担当する改良普及員と連けいを取りながら管内全域にわたつて高度な技術・経営に関する指導を行つている。

ア 活動時間

農業改良普及員の活動は、直接農業者や農業者の集団に接して普及指導活動を行うことが基本であるが、農業技術の高度化、農業経営の専門化、指導領域の拡大化等に伴つて、普及指導活動を効率的に展開するための資料作成、調査、打合せ等指導準備に要する時間及び関係機関との連けいに要する時間の割合が相対的に高まつており、直接農業者等に対する指導援助等の時間は総活動時間のほぼ半分程度となつてゐる。

イ 活動内容

最近における農業及び農村を取り巻く諸情勢の変化に対応して農業改良普及事業をより効率的に運営するため、農業改良普及所ごとに普及活動の重点対象を選定し、普及指導計画を樹立することによつて体系的・継続的な普及指導活動の展開を図つてゐる。また、普及指導計画の樹立に際しては、普及指導活動の目標及び領域を明らかにするため、当面する普及事業の重点目標として、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の担い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目を定め、更に、当面の農政の重点として取り組むべき⑦農業団地の育成、⑧水田利用の再編を図るための転作等、⑨安全な食料の供給と公害防止の3項目についての指導助言を加えた9項目(以下「重点項目」という。)を重点に普及指導活動の展開を図つてゐる。

昭和53年度の普及指導計画で取り上げた普及指導課題を上記の重点項目に基づいて整理すると、次表のとおりである。

重 点 項 目 別 実 施 割 合

重 点 項 目	課 領	取 り 上 げ て いる 普 及 所 の 割 合
地域計画についての指導助言	農村計画資料の整備	71.0%
	農村計画策定への誘導と参画	80.4
農業構造の改善についての指導助言	近代的農業経営の育成	82.0
	農業生産組織の育成	78.5
	転職希望農家、出稼農家の援助	24.1

重 点 項 目	課 領	取り上げている 普及所の割合
優れた経営の担い手の育成指導	農業・生活についての知識・技術の習得	87.4%
	経営・管理能力の助長	78.6
	集団活動の強化	90.3
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	畜産農家飼養規模の拡大と集団化の推進	91.6
	施設園芸農家の育成と集団化の推進	79.9
	園芸農家の育成と集団化の推進	92.9
	畑作(特用作物)農家の育成と集団化の推進	69.6
	近代的稲作経営の育成	82.5
農業団地育成についての指導助言	農業団地育成の推進	62.9
水田利用の再編を図るための転作等についての指導助言	地域性を生かした集団的転作への誘導	92.6
	転作の技術、経営の安定	86.1
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	他産業に起因する公害の被害軽減	59.4
	農業に起因する公害及び食料汚染の防止	

注) 主として生活改善に関する項目については、生活改善普及事業に掲載するため本表では省略する。

また、農業改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は、次表のとおりである。

農業改良普及員の重点項目別活動時間割合

重 点 項 目	活動時間割合
地域計画についての指導助言	8.1%
農業構造の改善についての指導助言	6.4
優れた経営の担い手の育成指導	13.6
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	53.3
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	2.1
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	1.2
農業団地育成についての指導助言	2.5
水田利用の再編を図るための転作等についての指導助言	11.8
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	1.0
計	100.0

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行う活動の連絡調整、地域の特性に応じた総合的な普及指導活動の推進、市町村・農業協同組合等との連絡の緊密化等を目的として設けられ、その位置、名称、管轄区域は各都道府県の条例によつて定められている。昭和53年度末で618の農業改良普及所が設けられており、都道府県別の農業改良普及所数は、付表13のとおりである。

昭和53年度は、運営費の助成のほか、年次計画に基づき巡回指導施設及び普及指導機材について整備した。

また、普及情報活動の強化を図るため、農業改良普及所において農家、集団、青少年の各基本・指導・活動記録カードの作成及び普及所だよりの発行を行つたほか、電子複写機、謄写ファックス等の中からメニュー方式により必要性の高い情報活動用機材の整備を行つた。

更に、農政の推進及び普及事業の推進に必要な農家の意向、農村の動向、普及活動の状況を緊急には握するため、緊急実態調査を行うこととし、昭和53年度においては、水田利用再編に係る技術経営等の問題点及び普及活動の実態をは握し、今後の普及活動の推進に資する基礎資料を得ることを目的とし「水田利用再編に関する実態調査」を実施した。

以上のほか、農業改良普及所における普及指導活動の重点課題の設定、重点対象集団の選定等について農家の代表、市町村職員等現地関係者の代表と協議するため、農業改良普及所ごとに農業改良普及推進協議会を開催した。

5 農業改良普及活動事業の実施

(1) 大型技術現地実証特別事業

試験研究機関等で開発された大型技術体系の現地定着化を図るとともに、普及指導の要点を明らかにするため、モデル農家の育成を通じた課題の解決及び現地適応性の実証、展示等を実施した(初年度地区5カ所、2年度地区4カ所、3年度地区3カ所、4年度地区5カ所)。

(2) 土地改良地区営農改善特別指導事業

土地改良事業に係る事業効果の早期発現を期するため、大規模な土地改良事業の実施地区であつて、かつ、土地改良事業実施後に営農形態が大幅に変更される地区において、普及指導体制の整備、現地で普及すべき技術等の実証と展示、模範的な経営集団の育成指導等を実施した(初年度地区18カ所、2年度地区14カ所、3年度地区15カ所、4年度地区18カ所)。

(3) 中核的農業経営者育成特別指導事業

農業生産の中核的な担い手を確保し、これらの農家の経営の発展を支援するため、農業改良普及所管内において今後育成しようとする経営類型別に中核的農業者を育成すべく簿記記帳、経営設計等に関する濃密指導を実施した(実施普及所数、2年度分482普及所、3年度分470普及所)。

(4) 地域農業経営育成総合指導事業

意欲的な農業者の経営の発展を支援する観点から個別経営、生産組織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等資源の補完結合計画等を策定し、これに基づき関係機関、団体の参加を得た総合指導体制による濃密指導を実施した(初年度地区121カ所、2年度地区123カ所、3年度地区118カ所、4年度地区119カ所)。

(5) 水田利用再編等促進特別営農指導事業

裏作不作付田、ほ場整備田のほか、転換畑、田畠輪換畑を対象として、適作物の選定、表裏作を通じた作付体係・安定生産技術確立等のための実証展示ほの設置及び技術・経営に関する濃密指導を実施した(396普及所)。

6 農業改良普及員の研修

(1) 研修の実施

農業技術の高度化、農業経営の専門化等農業を取り巻く諸情勢の変化に対応して、農業改良普及員の普及指導活動に要する知識と技術の水準を高め、その普及指導力の強化を図るため、53年度に新たに研修体系を整備し、次の研修を実施した。

ア 国において行つた研修

(ア) 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及の理念、普及事業の役割、普及計画の樹立等に関する基礎的知識、適切な判断力を高めるため、都道府県が行う研修に併せて、地方農政局単位の全国8地域において、おおむね5日間の研修を実施した。

(イ) 普及所長研修

現地における計画的、組織的な普及指導活動を推進するために必要な知識を習得させ、普及指導活動の効率的展開及び普及所の能率的運営を図るため、6日間の研修を実施した。

(ウ) 特別研修

農業改良普及員に対して、当面する農業の重要な問題に対応して普及指導活動を展開するため必要な課題についての知識を習得させるため、おおむね10日間の研修を実施した。

イ 都道府県において行つた研修

(ア) 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及事業全般にわたる基礎的知識を習得させるとともに、相互に親和及び啓発向上を図るため、おおむね25日間の研修を実施した。

(イ) 普及活動基本研修

農業改良普及員の経験年数及び経過過程に応じ必要とされる指導能力を計画的、継続的に習得させるため、専門技術研修、経営管理研修及び地域開発研修をそれぞれおおむね30日間実施した。

(ウ) 課題解決研修

a 一般課題解決研修

農業改良普及員に対し、試験研究機関等で開発された最新の技術等を習得させるとともに、農業改良普及員が当面している具体的な問題を解決するため、おおむね10日間の研修を実施した。

b 水田利用再編緊急技術研修

農業改良普及員に対し水田利用再編を実施する上で必要な技術等を習得させるため、おおむね10日間の研修を実施した。

(エ) 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて普及員としての必要な専門技術及び経営管理に関する知識・技術を高め普及指導力の向上を図るため、全国23の国立大学において、1年間の留学研修を実施した。

(2) 改良普及員研修施設の整備

改良普及員の技術の向上及び知識の深化を図り研修の効果を一層高めるため、年次計画に基づき研修施設に対して実験機材等を整備した。

第2 生活改善普及事業

生活改善普及事業においては、農業及び農村社会をとりまく諸情勢に対応し、健全な農家生活と地域社会生活の実現を図るため、健康をめざす生活と生産の調和、優れた農山漁家生活経営の担い手の育成及び生活環境改善の推進を重点目標に置き、農業改良普及事業と密接な連けいを取りながら積極的な推進を図ることとし、次の諸事業を実施した。

1 普及職員の設置

生活改善普及事業に従事する職員として都道府県に専門技術員及び生活改良普及員が設置されている。

(1) 専門技術員

専門技術員は、農家向きの生活技術開発のための実験研究を行うとともに、生活技術について生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(1))と生活改良普及員の活動方式、関係機関・団体等との連けいのあり方等について生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(2))との2種に区分されている。専門技術員(1)は、被服、食物、住居及び家庭管理の4専門項目に区分され、また、専門技術員(2)は、普及指導活動(農民生活)の専門項目を担当している。

昭和53年度末における設置数は、170人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別の設置数は付表13のとおりであり、都道府県別の専門項目別設置数は、付表15のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和54年3月31日現在)

区分	項目	員数
専門技術員 (1)	被服	19
	食物	38
	住居	36
	家庭管理	32
専門技術員 (2)	普及指導活動(農民生活)	45
	計	170

専門技術員の学歴別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	大学	短大				準専			高校 (旧高女)	計
		旧高	専	短大	農講	旧専実科	技	養		
員数(人)	21	18	54	30	8	11	28	170		
比率(%)	12.3	10.6	31.8	17.6	4.7	6.5	16.5	100.0		

(注) 農講—生活改良普及員養成施設

技養—栄養士養成所、保健婦養成所など

専門技術員の年齢別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	0	1	29	55	50	35	0	170
比率(%)	0.0	0.6	17.1	32.3	29.4	20.6	0.0	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、その大部分が農業改良普及員とともに農業改良普及所に所属し、直接農民に接して農民の生活改善全般について総合的な普及指導活動を行つている。

また、一部の生活改良普及員にあつては農民研修教育施設に所属し、農業後継者たる農村青少年の研修教育を行つている。

昭和53年度末における設置数は2,006人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、生活改良普及員の都道府県別設置数は、付表13のとおりである。

生活改良普及員の学歴別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	大學	短大			専		高 校 (旧高女)	計
		旧高	専	短大	農講	旧專実科		
員数(人)	209	31	986	899	20	88	273	2,006
比率(%)	10.4	1.5	49.2	19.9	1.0	4.4	13.6	100.0

生活改良普及員の年齢別構成(昭和54年3月31日現在)

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数(人)	258	352	425	322	274	167	208	0	2,006
比率(%)	12.9	17.5	21.2	16.0	13.7	8.3	10.4	0.0	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」(昭和27年政令第148号)によつて、資格試験に合格した者に与える方法と、一定の学歴及び経験を有する者に与える方法(無試験任用)の二つの方法が定められている。

昭和53年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林水産大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、昭和53年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専門項目 区分	被 服	食 物	住 居	家庭管理	普及指導活動 (農民生活)	計
受験者数(人)	5	19	5	10	22	61
合格者数(人)	2	6	3	3	7	21
合 格 率(%)	40.0	81.6	60.0	30.0	31.8	34.4

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行つてゐるが、全国的な統一を図るため、農林水産省において条例準則を示してゐる。

昭和53年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

生活改良普及員資格試験実施概要

学歴 区分	大 学	短 大	そ の 他	計
受験者数(人)	520	1,324	18	1,862
合格者数(人)	874	707	17	1,098
合 格 率(%)	71.9	53.4	94.4	59.0

3 普及職員の活動の概要

(1) 専門技術員

専門技術員の活動内容は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連けい、普及員以外に対する指導援助、その他であるが、普及員に対する指導援助が活動の半分を占めている。その内容は、研修会、現地における指導、指導準備(企画打合せ、カリキュラム作成、資料作成)で、この中で最も多いのは、普及員に対する直接指導である。

調査研究については、特に普及を必要とする生活技術を確立するため、個別課題実験研究や複合課題実験研究を実施しており、他機関との連けいでは農林行政機関、学校教育、社会教育等との連絡調整を行つてゐる。また、普及員以外に対する指導援助としては、農業者に対する直接及び間接指導があり、最近は、農業者健康モデル地区育成事業、農山漁村婦人高齢者活動促進事業、婦人農業従事者セミナー開催事業、生活環境改善対策事業、漁村生活改善推進事業等各種の事業実施についての指導援助が多くなつてゐる。

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、広域を担当する生活改良普及員と地域を担当する生活改良普及員とに機能分担されている。

広域を担当する生活改良普及員は、各農業改良普及所に1名配置され、地域を担当する生活改良普及員相互の連絡調整を図るとともに、関係機関・団体との連けいを図りつつ農業改良普及所管内全域にわたる生活改善の推進に当たつてゐる。

地域を担当する生活改良普及員は、管内の地域を分担して農業者に密着した普及指導活動を進めている。

1 農業改良普及所当たりの生活改良普及員の数は、広域担当を含め3.2人であり、1人当たりの担当農家戸数は、2,420戸、担当市町村数は、1.6市町村である。生活改良普及員の活動限界は、1人当たり担当農家戸数が1,300戸～1,500戸と考えられているが、この限界を超えた戸数を担当しているので、効率的な活動を行うため、次のような活動方式をとっている。すなわち、短期間に活動の効果を上げるとともにその効果を周辺に波及させることをねらいとして、担当地区内において200戸～400戸の範囲の地域を濃密指導地域として選定し、総合普及計画を樹立して活動を進めている。濃密指導地域では農家生活の実態のは握の上に立って、当該地域の発展の方向に即し、重要かつ共通性の高い改善課題を設定し、講習会、教室等各種の活動を組み合わせて、市町村、関係行政機関、団体等との連携を図りつつ問題解決について計画的に普及指導活動を行つている。

上記以外の地域においても、生活改善上の諸問題に関する啓もう活動及び緊急に解決を迫られている問題に対する事項別指導等の一般活動を行つている。

これらの活動を進めるに当たつては、集団思考による農家相互の改善意欲の向上を図るとともに共同による生活改善の実行を促進するため、グループ育成を行つている。このグループ数は昭和54年3月末現在で約18,500グループで、生活改良普及員1人当たりの援助平均グループ数は約9グループとなつていて。グループの所属員数は、昭和54年3月末現在で約334,000人で、1グループ当たり平均員数は、約18人である。昭和53年度は、昭和54年3月にこれらの生活改善実行グループ員の手で自主的に第27回農山漁家生活改善実績発表大会が開催された。

ア 活 動 時 間

生活改良普及員が直接農民や生活改善実行グループに対して指導した活動時間は、広域を担当する生活改良普及員及び地域を担当する生活改良普及員とも全活動時間の半分程度となつていて。

指導対象別では、濃密指導地域に20%、生活改善実行グループ指導に36%、地域全体の指導に26%、他地域の協力指導及び広域全体の指導に18%という割合になつていて。

直接指導以外の活動時間は、指導準備、研修、農業改良普及所内運営の打合せ会議等であるが、普及指導活動を展開するために必要な資料作成、打合せ等のための時間がかなりの部分を占めている。

イ 活 動 内 容

最近における農業及び農村を取り巻く諸情勢の変化に対応して、昭和45年に次のとおり当面する重点目標を定め、普及指導活動を展開している。すなわち、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の担い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目である。更に当面の農政の重点課題である⑦農業団地育成、⑧水田利用の再編を図るための転作等、

⑨安全な食料の供給と公害防止の3項目についての指導助言を加えた9項目を重点に普及指導活動の展開を図っている。

昭和53年度における生活改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は、次表のとおりである。

重点項目別活動割合

重 点 項 目	活 動 割 合
地域計画についての指導助言	5.3%
農業構造の改善についての指導助言	1.8
優れた経営の担い手の育成指導	9.4
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	2.5
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	57.3
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	20.5
農業団地育成についての指導助言	0.3
水田利用の再編を図るための転作等についての指導助言	2.5
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	0.4
計	100.0

生活改良普及員の普及指導活動において昭和53年度に取り上げた課題の中から特に重点目標に基づき普及計画樹立により改善を進めてきた主なものについて整理すると、次表のとおりである。

重 点 目 標	課 領	と り あ げ て いる 普 及 所 の 割 合
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	健康阻害の積極的予防 農作業及び農作業環境の改善 健全な食生活の促進 清潔な被服の着用・管理 休養の確保 農薬及び農機具の安全使用 母体の保護 子供の健康増進 効率的な作業体系の確立 労働の適正配分 労働の効率化のための組織化 健康を考えた営農設計と生活設計 必要経費の優先確保と有効利用 老後の生活設計	85.6% 75.6 88.7 51.5 49.8 58.9 16.8 36.1 40.9 59.5 33.8 65.9 51.8 38.5
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	機能的で快適な住居とすまい方 個室の整備と家族団らんの場の整備 家族関係の民主化 家庭教育環境の充実 屋敷内環境の整備 住みよい環境づくりの慣習の醸成 快適な生活環境整備の計画化	67.2 31.2 33.5 26.2 64.1 63.9 60.4

重 点 目 標	課 領	とりあげている普及所の割合
	快適な生活環境施設の設置と運営	54.7%
	児童の健全な遊び場と保育施設の充実	25.7
	老人の慰楽と安全	21.5
	家事労働共同化と施設の活用	29.8
	良好な自然環境の保全と整備	27.8

4 農業改良普及所の運営

(1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及指導活動の効率化に資するため、四輪車(拡声装置付ライトバン)を年次計画に基づき農業改良普及所に整備した。

(2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて、農民の理解を的確にする手段として、農業改良普及所に各種の普及器材をメニュー方式により整備した。

(3) 産休生活改良普及員代替職員の設置

生活改良普及員の産前産後の休暇中における普及指導活動の円滑な推進を図り、農家生活の改善向上に支障をきたさないようにするために、産休生活改良普及員代替職員を設置することとし、昭和53年度は145人を設置した。

(4) 生活改善普及活動推進事業の実施

地域住民を通して生活改善課題の調査を行うとともにこれら住民に対し研修を行った。

5 生活改善普及事業の実施

(1) 農業者健康モデル地区育成事業

農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、42都道府県において健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を行う健康モデル地区育成事業及び全国2地域(2県)において、健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を行う健康農村推進事業を実施した。

(2) 漁村生活改善推進事業

漁村生活の実態を把握し、生活改善課題とその解決方策を明確にして漁村の生活改善に対する円滑な普及活動を推進する漁村生活改善推進事業を実施した(38県)。

(3) 農山漁村婦人高齢者活動促進事業

農村婦人及び高齢者を対象に生活改善のための資質及び技術の向上を図るために、全国47都道府県において、生活技術習得のための講習会等を開催する農山漁村婦人高齢者活動促進事業を実施した。

(4) 生活環境改善対策事業

地域住民の実践活動を通じて生活環境の改善を図るために、地区生活環境診断カルテの作成、地域生活機能保全講習会の開催、地域生活環境改善協定推進会議の開催、地区生活環境整備計画書の作成等を行う生活環境改善対策事業を実施した(40県、560地区)。

(5) 婦人農業従事者セミナー開催事業

婦人農業従事者の労働の適正化及び農家生活における婦人の役割の向上を図るため、セミナーの開催、共通課題の背景の調査等を行う婦人農業従事者セミナー開催事業を実施した。

6 生活改良普及員の研修

近年の農村及び農家生活の急激な変化に対応した生活改良普及員の資質の向上を図るため、生活改良普及員に対し実施した各種の研修は、次のとおりである。

(1) 国において行つた研修

ア 技術強化研修

生活改善の普及指導活動に必要な知識及び技術の習得並びに高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させるとともに、今後の現地活動の方向付けに必要な能力を付与するため、中堅の生活改良普及員に対して、35日間の研修を実施した。

イ 広域担当者研修

広域担当者としての任務を果たすのに必要な知識及び技術を習得させるため、広域を担当する生活改良普及員に対して、10日間の研修を実施した。

ウ 漁家担当者研修

漁家の生活改善に必要な生活技術並びに漁家に対する初期の普及指導活動に関する知識及び技術を習得させるため、主として漁家を担当する生活改良普及員に対して、20日間の研修を実施した。

エ 新任者研修

普及事業の理念、普及指導活動の進め方等に関する基礎的知識及び技術を習得させるため、任用後1年未満の生活改良普及員に対して、10日間の研修を実施した。

オ 活動効率化研修

ブロック内に共通する当面の生活改善課題の解決を図り、生活改良普及員の相互の体験交換を通じて普及指導活動の方法及び生活技術を習得させるため、現地活動経験3年以上の生活改良普及員に対して、おおむね5日間の研修を実施した。

カ 生活改良普及員通信講座スクーリング研修

大学卒業程度の一般的な教養を習得させるため、社団法人農山漁家生活改善研究会に委託し、生活改良普及員に対して、通信教育の一環として25日間のスクーリングを実施した。

(2) 都道府県において行つた研修

緊急課題対応研修

緊急課題の解決のために必要な基礎的知識及び技術並びに応用能力を習得させるため、生活改良普及員に対して、20日間の研修を実施した。

7 生活改善技術等確立事業

農山漁村の生活改善のために必要な技術ソースについては、昭和50年度に設立された社団法人農村生活総合研究センター等の研究機関と連携を密にしながらその確保に努めているところであるが、特に早急に普及を必要とする個別又は複合の生活改善技術について、それが地域の農林漁業と農山漁家生活の実態に適応したものとなるよう専門技術員による実験研究を行つた。

(1) 個別課題実験研究

被服、食物、住居、家庭管理又は普及指導活動(農民生活)のいずれかの専門項目について必要に応じて実験農家を設定し、生活技術の適応性の確認のための実験研究を行つた(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

部 門	実 験 研 究 項 目	実施県名
被 服	○たばこ調製作業時の防寒用作業衣、補助衣、保護具の形態と材質に関する実験	岩 手 県
	○スピードスプレイヤー防除作業に適する被服装備に関する実験	富 山 県
	○露地野菜農家の暑熱環境作業時における安全で効率的な装備に関する実験	富 口 県
食 物	○自給野菜の冷凍庫活用に関する実験	北 海 道
	○郷土に伝承されている食慣行と行事食の良さ及び改善点を明確化するための実験	宮 城 県
	○い草農家の収穫作業時の献立カード活用による食事の計画化に関する実験	福 岡 県
住 居	○農業廃棄物焼却炉の規模・構造及び運営に関する実験	青 森 県
	○農家高齢者に適した居住環境改善に関する実験	愛 媛 県
	○農山村地域に適した子供の遊びと手づくり遊具に関する実験	岐 阜 県
家 庭 管 理	○ぶどうジベレリン処理、収穫作業における用具等の改善普及に関する実験	山 形 県
	○りんご収穫に対する疲労軽減に関する実験	福 島 県
	○転作に伴う家計の修正要点の検討に関する実験	熊 本 県
普 及 指 導 活 動 (農 民 生 活)	○機能集団において生活改善態度を変容させる指導条件の明確化に関する実験	石 川 県
	○農村婦人の主体的行動を育てる指導方法に関する実験	京 都 府
	○住民の連帯感の醸成に役立つ生活慣習の明確化に関する実験	長 崎 県

(2) 複合課題実験研究

被服、食物、住居及び家庭管理のうち2以上の専門項目に係る生活改善技術について、必要に応じて学識経験者を構成員とする委員会を設置し、その指導助言を得て実験研究を行つた(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

実 験 研 究 項 目	実 施 県 名
○経営類型別、地帯別標準農家の自給計画の算定方法に関する実験	群 馬 県
○園芸農家における収穫・調製作業の省力法に関する実験	千 葉 県
○野菜農家における腰痛防止対策に関する実験	福 井 県
○酪農家における作業衣の更衣、洗浄、保管に要する更衣場の規模と設備に関する実験	兵 庫 県

第3 農村青少年研修教育事業

1 農村青少年の研修教育

(1) 農村青少年活動促進施設設置事業

在村青少年に対する各種研修の強化及び自主的な集団活動の促進を図るため、県内の主要な農業地域に農村青少年活動促進施設及び視聴覚教育設備を整備することとし、次の県に整備した。

(活動促進施設)

宮城県、長野県、滋賀県、兵庫県、福岡県（2か所）、鹿児島県

(視聴覚教育設備)

宮城県、茨城県、群馬県、千葉県、長野県、福岡県（2か所）、鹿児島県

(2) 農村青少年活動促進対策事業

農村青少年の農業経営及び農家生活に関する技術・知識の向上を図るとともに自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発して優れた農業後継者を育成するため、次の事業を実施した。

ア 緑の学園開催事業

高等学校在学生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農民研修教育施設等で農業に関する実務実習、研修会等を46道府県で実施した。

イ 講座制研修事業

就農青少年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら3カ年にわたり段階的、体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を農業改良普及所と農民研修教育施設との緊密な連携のもとに35道県において実施した。

ウ 青年農業士育成事業

農村青年の研修教育等に励みと目標を与えるとともに、農業者としての意欲を喚起するため、就農青年を対象に28道県において「青年農業士」の認定を行い、併せて認定後の自主的な組織活動を促進し、連帯感の高揚及び資質の向上を図った。

エ 指導農業士活動事業

現に優れた農業経営を行い、その農業経営を通じて農村青少年の育成に指導的役割を果たしている農業者の社会的評価を高め、農村青少年に対する育成指導活動を強化するため、これらの農業者を対象に39道府県において「指導農業士」の認定を行い、併せて認定後の自主的な組織活動の促進を図った。

オ 農民研修教育施設指導職員研修事業

農民研修教育施設指導職員の指導能力の向上を図るため新任者研修、教務研修、専門研修及び場長研修を実施し、197人が受講した。

カ 農村青少年活動促進事業

農村青少年の農業への意欲や相互の連帯感の高揚を図るため、集団活動を推進するとともに、農業及び農家生活に関する知識・技術を体系的かつ計画的に習得させる研修等をメニュー方式により47都道府県において実施した。

2 農民研修教育施設の設置運営

優れた農業後継者を育成確保するため、農業後継者たる農村青少年に対して実践的な研修教育を行うことにより近代的な農業経営を担当するにふさわしい技術及び能力を習得させるとともに、これらの者が幅広い視野を備えた農業者として流動的な社会経済情勢に対処し得るようにすることを目的として農民研修教育施設を設置し(昭和52年度19校に加え昭和53年度には新たに7校が開設)、その研修教育の充実強化を図ることとし、次の事業を実施した。

(1) 農民研修教育施設の施設整備

研修教育を行うのに必要な研修施設(教育施設、宿泊施設、体育施設)及び総合技術教育設備(実用的実験設備、新技術関連施設、現場教育施設)について年次計画により整備を行つた。

(2) 農民研修教育施設の運営

農民研修教育施設における研修教育の効果を高めるために、講師謝金、旅費、教材等作成費等に対して助成した。